

高知龍馬空港新ターミナルビル特殊設備（到着コンベヤ）
入札説明書

令和7年11月
高知県総合企画部交通運輸政策課

政府調達に関する協定の適用を受ける高知龍馬空港新ターミナルビル特殊設備（到着コンベヤ）の調達に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 調達物品及び数量 | 到着コンベヤ 1基 |
| (2) 調達物品に求められる仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和8年10月9日 |
| (4) 納入場所 | 高知龍馬空港（南国市久枝乙58番地） |

2 担当部署

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県総合企画部交通運輸政策課

電話番号：088-823-9341

メー ル：080801@ken.pref.kochi.lg.jp

3 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 「14 本件入札に関して提出する書類」を提出した者であること。

4 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県総合企画部交通運輸政策課

TEL : 088-823-9341

FAX : 088-823-9526

E-mail : 080801@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書(様式1)」により令和7年12月5日(金)午後5時までに(2)の場所に電子メール又はファクシミリ(電話で着信を確認すること。)で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、令和7年12月10日(水)までに高知県総合企画部交通運輸政策課のホームページに掲載するものとする。

(4) 入札書の記載内容等

ア 別紙「入札書(様式3)」には、次に掲げる事項を記載すること。(別紙2「記入例①、②」参照)

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び会社印・代表者印の押印(外国人の署名含む。以下同じ)

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の提出方法

持参または郵送により提出することとし、メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参する場合

(6)の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は事前に別紙様式「委任状(様式4)」を提出すること。(別紙2「記入例③」参照)

イ 郵送の場合・・・別紙2「表示方法例」参照

(ア) 入札書を内封筒に入れ密封・封印(代表者印もしくは、代理人入札の場合は代理人印)する。内封筒の表面に提出先の宛名(高知県総合企画部交通政策課航空担当あて)、入札者の氏名(法人の場合はその商号又は名称)、開札日(1

月9日)及び入札件名(「高知龍馬空港新ターミナルビル特殊設備(到着コンベヤ)調達契約の入札書在中」)を朱書きのうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんのこと。

なお、代理人による入札の場合は「内封筒」と「委任状」を外封筒に同封すること。

(イ) 書留により、令和8年1月8日(木)午後4時までに(2)の交付場所に必着のこと。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月9日(金)午前10時30分

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階

(7) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年規則第12号)第9条又は第10条の規定による。

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、4の(6)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札(最多2回)を行う。入札に必要なもの(委任状、印鑑等)を持参すること。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札(合わせて3回の入札)を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約保証金

高知県契約規則第 39 条又は第 40 条の規定による。

10 契約書の作成

要

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 契約方法

当該契約が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 96 条第 1 項第 8 号及び高知県財産条例第 2 条第 1 項に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

13 入札に求められる事項

この一般競争入札への参加希望者は、この入札公告に示した物品を納入することができることを証明する書類を 14 の要領で提出しなければならない。参加希望者は、開札日までの間において知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

14 本件入札に関して提出する書類

(1) 入札に参加する意思がある者は、別紙「入札参加意思確認書（様式 2-1）」を令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

(2) この入札公告に示した物品を納入できることを証明するものとして、次の(ア)～(ウ)に掲げる書類を入札前の令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

(ア) 製造、納入体制図（任意様式）

調達物品の製造・納入等に係る具体的な体制等（関係する事業所名及び住所、人員数等に係る体系図等）を記載した書類（任意様式）。

(イ) メーカー等出荷証明書（任意様式）

別紙仕様書で求める物品を納入できることを証明する製造メーカーの出荷証明書。

なお、入札参加者自らが製作する場合は、自らが作成すること。

(ウ) 納入期限遵守保証書（様式 2-2）

(3) 上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(4) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

15 資格審査に関する事項

上記3の(2)に掲げる競争入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添付して高知県会計管理局総務事務センターに持参又は郵送により提出すること。ただし、令和7年12月4日(木)午後5時まで(郵送の場合は必着とする。)に申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。

また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書きするとともに、当該事項を申し出ること。

16 その他

- (1) この入札への参加者は、「入札説明書」及び別添「一般競争入札心得」を了知すること。
- (2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (3) 機器設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は契約の相手方の負担とする。
- (4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。